

平成27年度第2回（第15回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成27年5月9日（土）午後7時～9時10分

○場 所 小平・村山・大和衛生組合 4・5号炉 3階 大会議室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（17名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	—	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄三丁目自治会	田中正明	岡田正嗣
末広二丁目親交会	吉田（代理）	—
新海道自治会	大田浩之	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	川崎（代理）	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	—	山崎 武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	村上（代理）	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	佐藤（代理）	相内 章
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	—
グランスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	白倉資源循環課長
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武蔵村山市	有山ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	菅家計画課主査・里見計画課主査
--------------	-----------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	田口環境部長
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

【会 議 内 容】

【邑上会長】

それでは、時刻になりましたので、協議会を始めたいと思います。皆さん、お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、事務局のほうからまずお話しさせていただきます。

【木村課長】

それでは、お忙しい中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。本日は、お手元に資料を配付してございますが、勉強会について、施設の姿について、施設見学会について、ごみ処理施設の計画等についてということで行わせていただきます。

また、資料につきましては、各団体から、施設の姿につきまして意見をいただきました。そちらの一覧表を配付しております。また、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会施設見学会の行程の資料を配付しております。それから、ごみ処理施設の計画等についてということで、3点配付させていただいております。

また、前回の会議録を配付しておりますが、訂正等、皆様のほうでございませうでしょうか。そうしましたら、後ほどいただくということで……。

【森口専任者】

訂正ではないんですけど、前回の29ページで、見学会の報告や感想を出して、ホームページに掲載してほしいと言ったら、本人の許可があれば、掲載しますよということでしたので、私のは許可しますということで、この間お願いしたんですが、掲載していただけるかの確認と、31ページのところで、東大和市のプラスチックの流れの図について話したときに、東大和市と武蔵村山市の容リプラは、比留間運送を經由しても、行政ごみとして、昭和電工に落札されていたことがわかり、以前の説明会の挨拶で、村山市長が当市は民間委託で処理しているので、資源買取価格の影響を受けやすいと発言したことの根拠がわからないので、そのことについて、村山市の職員の方に文書で回答してほしいとお願いしたんですが、今日はその文書出来ていますでしょうか。

【邑上会長】

まずは、会議録の訂正等があるかということを一且やりたくて、それはどうですか。

【森口専任者】

訂正ではないですが、載せてくださいとお願いしたこと、ホームページに、本人の許可があれば報告や感想を載せていただけるということなので、私は載せてくださいとお願いし

たんで、それが実行されているかということと、29ページで質問して文書で回答してくださいと言ったことの回答がいただけるかという2点です。

【木村課長】

では、済みません、それ、その他のところで、またやらせていただきます。

【森口専任者】

わかりました。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎ですけれども、会議録の確認をさせていただきました。内容としては、4点ちょっと違うのではないかとこのところがありまして、これは後で事務局のほうにお渡ししますけれども、ちょっと確認なんですけれども、会議録を作成するときは、事務局側が用意したICレコーダーの内容を聞きながら、テープ起こしというんですかね、そういった形でやると思うんです。

私が確認しているのは、やはり自分で持ってきたICレコーダーを聞きながら、メールに添付された会議録を照らし合わせながら確認をしているんですけれども、ICレコーダーで発音された内容ですので、私のも、事務局のも変わることは多分ないと思うんですけれども、この内容が、ICレコーダーの内容とは違った文言が書かれているんですね。

多分、前後の発言とか文章を読むと、会議録に書かれているものが正しいのかな、発言したのが間違えたのかなとは思いますが、ただこうやって見ていくと、その都度、適当に、適当にと言っちゃおかしいですけれども、おそらく発言された方に確認をして、これ、違うんじゃないんですかとか、そういったことをやられているんですかね。

【木村課長】

今回、皆様のほうにお渡ししてあるのは、そのまま打ったものなんですけれども、おっしゃるように、聞いて打つという作業ですので、もし違っているところがあれば、修正ということで、ご指摘いただければ。

【山崎専任者】

ICレコーダーの内容を聞いたまま書いているということですか。

【木村課長】

そのまま打っている、ただ、文脈で、多少違うところは、内容が変わらなければ、直すような場合もありますけれども、基本的にはそのまま打つような感じです。で修正があれば、通知で皆様のほうにもお知らせをしております。

【山崎専任者】

例えばですね、10ページの下から2番目の片山参事の発言で、大した内容じゃないんですけども、国から交付金という形で会議録では書かれているんですけども、実際の発言は補助金と発言されている。

ですから、こういう、前後の文章を読むと、交付金が正しいんだろうなどは理解できるんですけども、今言われたように、ICレコーダーに録音されている内容をそのまま書いているんだとすると、全く違いますよね。

【木村課長】

そうですね、確かに明らかに違うというような場合は、直すこともあります。ですので、今おっしゃるように、補助金ではなくて、交付金で言ったはずだけれどもというようなところは、交付金というふうに直すこともあります。

【山崎専任者】

もう1点は、15ページの一番最初の東大和市の松本課長の発言で、現状、プラについてはと書いてあるんですけども、実際は録音では、現状、ペットボトルについてはという形で書いてあるんですね。言われているんです。こういった内容ですんで、もしそういうふうの確認をして、本来、言い間違えたとか、そういった場合は、会議録のところに何か書いてくれないですかね。でないと、その都度、発言内容を訂正されて、会議録になっているとすると、こうやって確認する作業で、一々、何回も聞き直すんですよ。ああ、おかしいなと思うと、前に戻って、もう一回確認して、確かに発言と会議録の内容が違うなということを確認する作業がありますんで、もしあれでしたら、訂正をした内容の後に、発言はこうだったとかいうふうに書いてもらおうと、聞いていても、ああ、これは違うんだなということはわかる、訂正したんだなということはわかるんですけども、こうやって聞かないと、答えてくれないという……。

【木村課長】

そうですね、基本的には今日以降直すものは、そうやって通知をしますけれども、明らかに違うものは直すこともあります。

ただ、この前もそういうお話があったかと思うんですが、極力そういうときは通知をしたいと思いますけれども、おっしゃるように、漏れちゃうようなこともありますので、そういうときはご指摘いただければと思います。

【山崎専任者】

なるべく確認作業にあまり手間は取りたくないんで、そういう形でちょっとお願いしたいと思います。

【木村課長】

はい。

【山崎専任者】

もう1点なんですけれども、ついでで済みません。メールで添付されている会議録ですけれども、これに対しては、行政側、四団体側の参加者には行っているわけですね。

【木村課長】

行政側。

【山崎専任者】

連絡協議会に参加されている行政側の担当者、課長ですとか、部長ですとか、そういった方たちにはメールで添付するかどうかわかりませんが、同じもの、会議録が行っている、読む、読まないは別として。

【木村課長】

行っています。

【山崎専任者】

ですよ。

【木村課長】

はい。

【山崎専任者】

そうしますとね、先ほど森口さんが言っていました31ページですか、そういったものを、本来は文書でくださいということをお願いしているんですけれども、そういったものに対して、答えがないということですね。

【木村課長】

それはその他のところでやらせていただきたいと思います。

【山崎専任者】

わかりました。

以上です。

【木村課長】

よろしく申し上げます。

それでは、進行に当たりまして、連絡とお願いをさせていただきます。会議の終了時間、8時45分を予定しております。

また、ご発言をいただく場合につきましては、会議録作成の関係もありますので、お名前の後にご発言をお願いいたします。

また、本日も各市担当部長が出席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

【邑上会長】

それでは、次第の2番ですね。化学物質に関する勉強会についてということで、まずはこちらの事務局側のほうから、簡単に報告していただきまして、その後で参加した方からの報告や質疑があるかと思えます。

【木村課長】

それでは、勉強会についてでございます。

2月8日に実施をいたしました。

委員の方、専任者の方を含めて、15名の出席をいただいたところでございます。また、傍聴者につきましても、15名の方の出席をいただいております。内訳としますと、東大和市10名、小平市が3名、武蔵村山市が2名ということで、こちらの資料は、3月14日の協議会のときにお渡しをさせていただいております。

この日は、環境省の化学物質アドバイザーの方に講師をお願いいたしまして、約2時間、実施をいたしました。大きくは、化学物質による環境リスク、また、プラスチックの圧縮過程で発生が想定される化学物質、それから、想定される化学物質の有害性情報ということで、講義をさせていただいたところ です。

本日は、出席された方で、ご意見等を、感想等を含めましていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【邑上会長】

はい、先ほど話がありましたように、以前、3月14日に配られた1枚の紙に、日時とか参加者数とか概要が書かれています。これだけが、今のところ、開催した結果の報告になっているんですけども、実際参加した方で、勉強会について報告したいという方がいましたら、報告をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

【森口専任者】

センタースクエアの森口です。化学物質の勉強会に出席して、行政と市民とのジャッジメントはしないということで、一般的なお話でしたが、3市の市民のリスクを、利便性を享受した人が平等に分けられればいいが、この地域に焼却炉と廃プラ施設が集中することは、利便性と有害性を受ける人のバランスが悪いという趣旨の発言があり、行政の言う3市の応分負担という理由でのこの地域の建設決定は、やはりおかしいと思いました。

3市の応分負担といいますが、武蔵村山市のし尿処理施設は5市の共同施設です。武蔵村山市がし尿施設をしているのだからと、他市へ応分負担を求めたという話は聞きません。

プラの圧縮で発生が予想される化学物質については、ダイオキシンのように消えないものではなく、期間は忘れましたが、数週間とかで消えるものだという説明がありましたが、その場において継続的に処理され続けるのだから、消えませんねという質問には、一定レベルでそこに存在するという趣旨の回答がありました。

化学物質の種類を書き出し、どんな種類があるのかなどと記載された資料配付がありました。一番前の席で受講しましたが、資料の症状などを読み上げながら、ああ、多いですねと小声で漏らしていらっしやり、こういう方から見ても、症状を伴うものが多いのだと感じました。

もし組合が録音をされているならば、情報公開をしたいのですが、ありますか。その当日には、録音はしちゃいけないということで、ホームページにアップされているものも資料のみで、質疑応答や何かのものはされていないと思います。

心配し過ぎることのないようにと締めくくられましたが、暴露時間と濃度の話では、薄い濃度でも、暴露時間が長ければ、危険という話がありましたので、施設からずっと発生する一定の化学物質が、現在のいろいろな基準を守ってさえいれば、24時間ここで暮らしても、本当に安全なのかという疑問が大きくなりました。

以上です。

【邑上会長】

報告内容と質問と意見、それぞれあったと思うので、質問のほうはどうでしょうか。

今、録音がありますかということが、1つ質問ありますよね。それはまた後にして、聞いた方で、報告したいこと等があれば、まずはそちらを優先してお話ししていただきたいと思っています。

他に勉強会に出て、何か言いたいこととか、こう思ったとかでもいいと思うんですけ

れども、何かあれば、発言していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【光橋専任者】

プラウド地区の専任担当の光橋です。勉強会を開催していただき、ありがとうございます。非常に勉強になりました。せっかくの機会なので、感想だけ述べさせていただきます。

やはりプラスチックのほうを、今回の施設では圧縮するだけということであったんですけども、この勉強会でも、やはり有害物質、浮遊子が出てくるということがよくわかりました。14種類の有害性物質がまず認識されているということと、有害性情報の概要というところで、体内への吸収と排出のところで、吸入すると、肺から体内に速やかに吸収される物質が多い。全身に分布し、特に脂肪組織に高濃度で分布しやすい。また、胎盤を通過して、胎児に移行するおそれや母乳から検出される物質もあるということです。人への有害性物質は、生殖毒性（生殖能または胎児への悪影響）や長期間にわたって吸入すると、臓器（呼吸器、中枢神経、肝臓）などに障害が生じる恐れがある物質が多い。また、発がん性がある物質もあるというようなご説明がありました。

今回、施設では、そのような有毒物質を完全に防ぐという施設にしていだけるということが前提になるかと思いますが、そうであったとしても、そういう有毒物質がやはりこの施設の中で発生されると。そして、この勉強会での説明では、かなり微量なものでも、こういうものが発生して、長時間にわたって吸収すると、悪影響が出るということです。施設が建つとすれば、防ぐ施設が万全でなかった場合、急にばたばたと、周りの住民が病気になるとかいうのではなくて、長時間にわたってゆっくりと悪影響が出て、また、生殖能や胎児への悪影響ということですので、子供たち、未熟な胎児が大きくなる過程について、そういう影響が出てくる恐れがあるという非常に恐ろしい有毒性があるということが勉強になりましたので、そこら辺を皆さん認識していただいているのかなあと。ちゃんとやってくればいいというご意見があるんですけども、そこら辺のリスクを認識して、皆さん容認されているのか。建設容認派の方には、私は疑問を覚えました。

以上です。

【邑上会長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

それでは、私、邑上ですけども、簡単になんですが、私も、勉強という意味で、化学物質の勉強という意味で、非常に、基本的なお話でしたけど、よかったかなと思っています。

物質によって、どういう作用があるのかということが、ある程度わかったかなと思います。

プラスチックの圧縮過程と造る過程で、どういう物質が排出される可能性があるかということが、ある論文では出ているということで、そういう例も具体的でよかったかなと。そこにはその論文が何個かあって、そこで出ているものなので、それ以外の物質が出ないとは断言はできない状況ですから、その辺はやはりリスクにはなるのかなと思います。

あとは、幾つかの法律などで有害だと指定されているものが、ある程度リストで提示されていましたので、そういう資料としてもよかったのかなと思っています。

何かこう、不安を払拭してもらえるような会ではないんです、あれは基礎的なお話だったので、その部分は特に解消されませんが、基礎的な勉強という意味では、よかったかなと思うので、参加されてない方は資料を一読していただけるといいかなと思います。

以上です。

【坂本代表者】

ウエストスクエアの坂本です。この前の勉強会はどうもありがとうございました。ただ聞いていましてですね、ある程度のことは私もわかっておりました。概論としては非常にわかりやすいと思うんですけども、実際、杉並病とかの被害者の方のお話とかを聞いてみますと、一概に概論で言えるようなことだけではないんですよ。先ほど光橋さんがおっしゃっていたようなことも、非常に大きな問題が隠れているということがわからないからこそ、不安なんです。それを造るということの意味もわかりませんし、もう当初からこういうものは造ってはならないという前提の上で、前提というのは、住民の総意のもとで私たち動いていますので、ここでいいですよとかいうことは実際言えないということだけはお話しておきたいと思います。私も、大学教授でケミストリーとかエコロジーとか、いろんなそういう専門家と話す会合がたまにあるので、話してみると、こんなものはやめたほうがいいぞということは、大方の専門家の意見なんです。だから、1人の講師のお話を聞いて、概論を聞いて、それでいいということには絶対ならないと思います。

以上が感想です。

【邑上会長】

はい、ありがとうございます。

ほかに報告というか、感想でもいいですけど、特にありませんか。

【木村課長】

済みません、それでは、最後に、録音ですが、録音してございません。

それから、配付した資料で、不明な点とかあれば、当日も講師の方がおっしゃっていましたが、こちらの事務局を通じて、質問等あれば、答えられる範囲でお答えしていただけたらということですので、何かあれば、事務局のほうまでお願いしたいと思います。

【森口専任者】

センタースクエアの森口です。もう一つだけ。

録音はないということですが、質疑応答などの記録などは残っていますか。こういう質問があって、こういう回答があったというものは。

【木村課長】

そうですね、できる範囲でメモはしておりますが、この中で、ご質問をご本人がされている方、その答えを聞いていると思いますので、その辺は逆に参加された方のほうからおっしゃっていただいたほうがいいかなと思います。

【森口専任者】

そういう質疑応答がホームページに掲載されるようなことはないということですね。

【木村課長】

そうです。先生というか、講師の方の答えも正確に書いておりませんので、その辺は確認するなりしないと、なかなか難しいかなと思います。

【邑上会長】

それでは、次第の3番です。施設の姿についてに入ります。

事務局のほう、説明してください。

【木村課長】

それでは、お手元にA3の縦の縦でお渡ししております。事前に受けました意見について一覧表ということで配付させていただきました。とりあえず、今、皆様からいただいたものを打った状況ですので、今日は団体から出された意見、間違いないかどうかを確認していただければと思います。

また、補足説明が必要な場合は、ご意見があればということでお伺いしたいと思います、特になければ、また、修正あるいは変更等あれば、ご連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【邑上会長】

すいません、これは、今、事前にメールなり文書なりで出していただいているものを、打ち込んでいただいているというものになります。まだ、この中に提出されていない団体もあ

るかと思しますので、それはこれから出していただくと、こちらに追記するという事で処理をしていただく予定です。

後は、間違いとか、修正、追記がある場合は、また、それも事務局のほうに伝えていただければ、修正しますということです。で、ご意見なり、質問ということでよろしいですかね。

【岡田専任者】

栄三丁目自治会の岡田でございます。色々広範囲にわたって書いたんですけども、施設に関して、造るならこういう形に入れてくれ、検討してくれというところはかなり書いたつもりです。これに対してのいわゆる回答だとか、こうしますとか、やりませんとか、そういう質疑は、ほかの地域でもあるかと思うんですけども、ただ、意見もらいました、並べましたでは、これでは、何の議論にならないので。私の疑問も、やはりこんなところに造るべきではないということが、基本的な考え方なんですけれども、どうしても造らなければならないのであれば、もう100%という言葉はなかなか使えないまでも、そういう事でなければならない。そういう形とすれば、今までの出てきている、いわゆる建設計画の内容では私は不十分だと思っています。そういう中で、いろいろ書いたんですけども、そういうディスカッションをぜひ。そもそも論が先だという意見もよくわかるんですけども、とはいっても、建設は計画的に進んでしまうのであれば、その部分の経緯というんですか、大いに議論を闘わせたいなと考えております。

【片山参事】

おっしゃるとおりだと思います。今、コンサルさんをお願いして、まだ契約していない状況なんですけれども、その中で明らかにしていく。例えば、高さ24メートルの問題についても、今ここで、20メートルにしますという議論はできない。やはり図面をお示しして、その中で議論を進めていきたい。そのベースになる皆様の意見として、ここで整理をきちっとしておきたいということでございますので、これからも少しずつ明らかに協議しながら、施設の姿を固めていきたいと、このように考えてございます。

あの、全部の方々に意見をいただいたわけではないので、できましたら、1週間以内ぐらいに意見をいただければ、私どもは、まず一覧表、今お示ししている形にまとめて、間違いがないか確認していただく。

その後、これは消化しなくちゃなりませんので、恐縮ですが、私どもで加工させていただいて、どういう疑問点があるのか、どういうご意見なのかというのを、できれば、箇条書きみたいな形で抜き出しをさせていただいて、それを個々にこれから検討していく。そのよう

な手順で進めていきたいと思っております。

ですから、今日のところは、今お示しして、すぐ回答をくださいというわけにもいきませんので、お持ち帰り願って、既に出していただいたところについては、その確認と、過不足がないか、出していただいてないところは、恐縮ですけれども、1週間以内ぐらいにファクスでも、メールでも結構ですので、送っていただきたいということでございます。

【山崎専任者】

確認なんですけれども、当初、この連絡協議会に参加する団体というのは、五十二だかあったと思うんですけれども、その五十幾つだかの団体全てにこれをお願いしたということですか。それとも、ここに定常的に参加している団体だけに、メールかなんかを使って渡したとか、どちらでしょうか。

【木村課長】

こちらは、名簿を皆様のほうにお渡ししてあると思うんですが、協議会のほうに参加していただいている団体の方に送付をしております。

【坂本代表者】

ウエストスクエアの坂本でございます。今、片山さんがおっしゃった消化していかなければならないというのは、どういう意味でしょうか。

【片山参事】

内容として、複数の内容が含まれていると思うんです、文章になってございますので。それをどういう意見が含まれているのかということ、まず抜き出ささせていただきたいと。そういう意味で、消化という言葉を使わせていただきました。

その個々の問題、例えば、1番目のこの文章の中に、5項目の質問なり、意見なりがございましたら、その5項目について、個別に回答ができればと考えております。

【坂本代表者】

再度済みません。今の説明でもよくわからないんですけれども、ここに、意見・要望一覧というのに記載してあるとおりのことだと思えます。出されている方は、これ以上のこともなければ、以下のことでもないと思えます。ですから、これをどう消化しようとするんでしょうか。素材は全部出ているはずで、管理者の思いのままになるような文章にするという話でしょうか。

【片山参事】

皆さんの思いがこもった文章でございますので、それは、それとして重く受けとめますけ

れども、内容の骨格をなしているものを読み込んで抽出したいとは考えております。ですから、そこに齟齬がないような形でやりたいということで、今回確認をしていただきたいというお願いをしているわけです。

【坂本代表者】

再度済みません。齟齬がないということは、このまま出すということなんです。これを加工したりしようとするから、齟齬が出てくるわけです。

大体、基本設計から見て、私も建築がわからないわけではないわけですので、こんなのは、例えば、協議設計をやったら、一発ではねられますよ、基本構想ですけれどもね。しかも、一番大事な住民の意思を無視して造ること自体、それと、財政的な裏づけもどうするんですか。私たちは参加していて、片山さんとか一生懸命なさっているのはわかります、木村さんとか。部課長さんが一生懸命されていることはわかります。思い出すのは、皆さん、ナッツ・リターンを思い出すんですね。おどされているのではないかなど。だから、何にも言えない状態で、言われるがまま、言ったら、飛行機から降ろされるというふうな。あとは、何が正式な判断をするかといったら、司法の手續とか、そういう事になってくるわけなんです。最終的には、これ強引にやったら、絶対裁判になりますよ。それを覚悟でやっているんでしょうか。

【森口専任者】

基本構想案のときにも、こういう文章を一番最初にずらっとまとめて、その中から、何通りかまとめて、最後の報告に至りましたね。で、いいですね、片山さん。

そのまとめたときにも、例えば、想定地についてというのは、立地についてという意見に直されて、3市の間であるとかという回答になってましたが、全部個々のものを読むと、何でこういうふうになったかという経緯を教えてくださいというものやなんか、たくさんあったわけです。そういうのが、やはりそちらの都合で、立地についてとかいうふうにまとめられて、一本になることを考えると、この文章もどういうふうにまとめられるのかなというのは、とてもあまり信用ができません。そのことと、もう一つ、きょう皆様がいるからお話もしときたいんですが、先ほど片山さんが、24メートルの建築物になるか、それとも小さい建物になるかは、これから検討していくことで、今、頼んでいるということだったので、どちらかに頼んでいるんだと思うんですが、基本構想をする前に、6品目で調査報告書っていうのがあって、そのときに、既に6品目の建築施設として、今のピット方式というものが採用されており、プラについては、ほとんど今と変わらない構造でできていました。そ

れなのに、基本事項確認書の時に、それを市民と住民を集めて、2階建ての構造にするという話で、わざわざ説明したわけです。そうして、ふたをあけてみれば、何のことはない、元の計画のまんまのプラのものが載っけられています。そのことについて、私は、最初からピット方式のものは、地域住民たちがVOCについて心配しているのはわかっていることなので、6品目でやるときから、もうピット方式にしようということは決めたことだと思うんですよ。それを2品目にするときに、2階建て構造にするということをわざわざ基本事項に書いたものの、そのとおりになったということは、本当は見てないで、そのままのものが流れたと私は思っているんで、一体どういう経緯で、この基本事項で、2階建て構造にするというものが、3階建て構造のピット方式の24メートルに戻ったのか教えてくださいということで、情報開示請求をかけました。そうしましたら、そういうものについて、どういう手続になったか、2階建て構造とした、締結した基本事項確認書を、高さ8階建て相当に変更したものがわかる文章というのと、衛生組合がコンサルタントに基本構想をつくるに当たって、要望や提案した内容がわかる文章の情報公開をしましたが、当該情報は不存在的という理由で非公開決定されました。

基本構想の説明会で、そのことについて説明した際に、片山参事からは、コンサルタントには資料を渡していると回答をいただいたので、それについて情報公開請求をしましたが、当該情報は不存在的という理由で非公開になりました。このような経緯不明で、コンサルタントが基本構想をつくってきたことについて、姿形をみんなに求める前に説明していただきたいのと、説明会でこういうものがありますと言ったものが、情報公開請求をかけて出てこないという進め方自体がおかしいと思うので、今、信用するか、しないか、例えば、皆さんの書いてきた意見についてのまとめ方についても信用するか、しないかということもありますけど、今、私が情報公開にかけていることに関しても信用ができないからかけていて、信用を得るような結果が出てきてないということがありますので、その点についてどうお考えになっているかお聞かせください。

【片山参事】

今、やろうとしていることは、いわゆる皆様がおっしゃるそもそも論の部分はかなり含まれているんですね、この施設の姿の中。その部分についてと、それから実際に施設についての要望と、その部分はちょっと抜き出しをさせていただきたいなと思っているところです。

そもそも論と施設の姿が一体になっていますと、なかなか回答はしづらいということもございます。でも、そのようなご意見いただきましたので、なるべく原文のまま、それにお

応えするような形で準備はしたいと思っております。

【森口専任者】

センタースクエアの森口です。今、そもそも論と進めようとしていることが違うということだったんですけど、まず、住民の理解を得てから進めるということをやめて、次の合意を締結させたときに、そういうことについては、協議会などで、これからも説明なり、理解なりを求めるようにするというので、議会とか議員さんの前やなんかで、そういう発言の答弁がされているのが事実です。じゃあ、ここでやっていることだけが、説明したことにはなりませんよね。例えば、数字のデータなんかが必要だから、環境影響調査をしますとおっしゃる。じゃあ、皆さんが要望しているのはそれだけかということ、そもそも論を要求しているわけです。片方の車輪だけをこちらで走らせて、そうではないものについては走らせないという言い方をしているのと、あとは、議会などで、ここで説明をする、理解を得るようにしていくって言っているものが、建設についてとこれからやるものについてだけで、みんなが求めてきたもの、片方は、何にも説明してないんだということが、議員たちに通じてないんですね。そういうことがわかるように、そういうことについては、そもそも論などには、ここではまるっきり説明していません。してないんです。ここでやっているのは、姿形と、これから造るものについての施設だけをやっていきますということを、きちり皆さんに公言していただきたいと思います。そうしないと、みんな、この間、岡田さんも、広報のえんかつのことについて、そのままうまくいっているようにしか思えないという発言をされましたけど、皆さん、このこと書かれていることに関しては、そういうふうにはか思っていないけど、実際問題は、片方はされていないということが事実だと思うんですね。

【片山参事】

今、議題になっているのは、施設の姿についてということなんですけど、せつかくなんで。1つについては、環境影響調査ということで、測定をさせていただくということ。そもそも論については、今、これから準備していますけれども、その内容にも触れた、今日、資料をお示しして、もう一度おさらいじゃないですけども、これまでの経緯ですとか、それを説明させていただきたいと考えてございます。

【森口専任者】

それはいつ？

【片山参事】

今日の資料に。5番目です。

【邑上会長】

この後で、見学会の後に予定されている5番、ごみ処理施設の計画等についてというところで、おさらいをするということで、その中にたしか記載がされています。それを見て、そんなことじゃないとかあるかもしれませんけれども、そこで一旦、組合側のお話を聞くということで理解していただければと思います。

今の施設の姿に対する意見・要望に関しては、まず、出ていないところは出していただき、または、出したんだけど、記載に漏れがあるとか、間違いがあるということであれば、指摘していただいて、まず出したものをまとめていただきます。

その後で、パブコメと同じなんですよ、何かしら回答をこれからつくっていただくということで、その内容については、いいものかどうかというのは、出てから、確認することになるかなと思います。ですので、皆さん期待しているので、いい回答はしていただけるんじゃないかなと思っております。

施設の姿についても、内容の補足などは、実際に今度まとめていただいた後、やることになるんです。ですので、今日は、今の時点でこういうものが出ていますと。出てないところがあつたら、出してくださいと。ここに書いてある内容でおかしいところは指摘してくださいということに、今の時点ではなりません。いろいろ要望はこちらに伝わっているので、大丈夫ですけども、これでよろしいでしょうか。今回の施設の姿についてということは、今日はこの辺で終わりにしたいと思います。

次、4番目の施設見学会についてです。A4の紙1枚あります。こちらは検討していただいた結果だそうなので、これを説明していただきます。

【木村課長】

それでは、お手元に資料を配付させていただいております。施設見学会ですね、施設のほうと調整をいたしまして、5月27日に見学できるということで調整をさせていただきました。

午前中に川越市の資源化センター、午後に比留間運送株式会社さんのほうで見学できるということになりましたので、そちらに行きたいと思います。

午後は比留間運送なんですけども、以前に国分寺市にあります施設ということで検討しておりました。調整いたしましたが、受け入れの体制が5名とか、いつもこちらで行っています団体での見学が難しいというふうになりましたので、ただ、そうはいつでも、川越市だけは、1日お休みをとる方もいらっしゃると思いますので、現状の、皆様から出る廃棄物

の処理をしていただいているところの現状を見ていただくというようなところからも、こちらのほうを選定させていただきました。

行程でございます。8時半に桜が丘市民センター前を出発したいと思います。10時に川越市の資源化センター着で、そこで見学をいたします。その途中で昼食をとっていただきまして、午後2時に比留間運送さんのほうに見学をさせていただきたいと思います。桜が丘市民センター前に、4時に到着予定となっております。

出欠の確認でございますが、早々に通知をいたしまして、5月18日月曜までに出席のご連絡を、電話等でも結構です、メール、ファクス等でも結構ですので、お知らせをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【光橋専任者】

プラウド地区、光橋。施設見学会の質問をさせていただきます。

川越市資源化センターというのは、前回、岡田さんのほうからご紹介いただいた川越市の施設、行政の施設ということでよろしいですね。

【木村課長】

はい。

【光橋専任者】

次の比留間運送は民間の、今、東大和市、武蔵村山市が処理をお願いしている施設を見学させていただけるということですね。

【木村課長】

はい。

【光橋専任者】

国分寺市の、これ、私が希望させていただいたんですけど、これがだめだったというのは、5名とかいうのは、要するに、施設が小さいからということですか。

【片山参事】

国分寺市の施設は仮設でございまして、実踏させていただきました。皆さん要望があったので、実踏に行ってきましたけれども、基本的にはごみ焼却施設、それから、私どもに建てかえがあります不燃・粗大ごみ処理施設が一緒になった施設の中で、設備を入れて、仮設でやっている状態でした。設備的には参考にもならないということ、地域の方々とはあんまりやりとりもしていない、連絡調整もしていないというようなことがございました。何しろ仮設でございまして、入れても、5人ぐらいたなど。

我々、3人で行ったので、見せてもらいましたけれども、かっぱう着を着て、ヘルメットをつけて、すり抜けるようにというような状況なので、ちょっとなじまないかなと思いました。

そういうところで、今、課長からも説明がありましたけれども、実際に我々のごみが処理されているところをまず見てみようというのがありまして、住宅地のそばにある比留間運送さんをお願いしましたら、見学させていただけるということでございましたので、そちらを選定させていただいたということでございます。

【光橋専任者】

もう1個、その続きで質問ですけれども、国分寺市の施設は、今回の我々の廃プラ施設に似た、住宅地が近隣にある施設ということで紹介していただいた施設なんですけれども、今のご説明は、我々の廃プラ施設とはまた違う施設だったということなんですか。

【片山参事】

基本機能は同じだと思うんですけども、やっていることはちょっと違う。仮設でやっていますので、ちょっと違うかなという施設です。

【光橋専任者】

そうすると、参考にならないということですね。

【片山参事】

私どもが見た限りでは、参考にならないというふうに思いました。

【光橋専任者】

国分寺の施設を紹介していただいたのは、我々の廃プラ施設に似たような施設を紹介してくださいということで、多分選んでいただいて、一番最初に挙げていただいたはずなんですけれども、見学させてくださいと言った途端に違うというのは、どういうことでしょうか。

【片山参事】

似た施設というのは、私は、設備が似た施設というふうに解釈していたので、なかなか見分かりませんとお話ししていたら、皆様のほうからは、住宅に近い施設ということで、似た施設なんだよというお話がありましたよね。そういうことで、国分寺さんは住宅地が近いですよということのお話はしました。

ただ、ついている設備自体は、私どもとは比較にならない、仮設でやっている施設なので、参考にはならないと申し上げたところです。

【光橋専任者】

そうしますと、最初の私の要求に戻るんですけども、我々の今回造るような廃棄プラスチック、VOCが発生するような施設で、我々のような近隣に住宅施設がたくさんあるような施設というのは、やはりほとんどないという理解でよろしいですか。

【片山参事】

今回お邪魔する比留間運送さんの施設は、住宅地の近くにありますが。そういう意味では同じです。ただ、民間の施設であるということは、違うというところがございます。

【光橋専任者】

そうすると、一番今回の我々の施設に近いのは、比留間運送の施設という理解でいいですか。

【片山参事】

住宅に近いという意味で、比留間運送さんは選定しましたし、機械自体も多分大型だと思うんですね、2市のをやってますから。だから、仮設という状況ではないと思います。

【光橋専任者】

そういう意味では、民間ではあるけれども、今回の似たような施設は、比留間運送さんみたいなものを造るという理解でよろしいですか。

【片山参事】

していることは同じだと思います。ただ、実際に入れるときに、建物の中に収めたり、いろんな意味では違ってくるとは思いますけれども、やっている行為自体、システム自体は、それほど変わらないんじゃないかと思います。

【光橋専任者】

わかりました。見学させていただきます。

【森口専任者】

ピット方式を見たいんですけど。どこにもないようなものを、ここに造るんですか。私たちピット方式を見ないで考えなければいけないんですか。ピット方式というのが見てみたいです。

【岡田専任者】

川越行ったらわかります。

【森口専任者】

ピット方式？

【岡田専任者】

プラスチックではないですけども、通常のごみですけど、ピットでこうやっています。それはわかります。想像できます。

【坂本代表者】

ウエストの坂本です。光橋さんは非常にいいご質問をなされたと思います。今、国分寺のほうは仮設ということでおっしゃいましたけれども、私も、この前、桜が丘のほうで、国分寺に聞いたところ、こうでしたということはお話ししましたよね。

こんな狭隘なところ、狭隘なといっても、1万何千平米あるわけですから、そのところに資源物処理施設を造ったということですが、仮設というのは聞いてなかったんですよ。仮設というのは、具体的にいつまでを想定していたんですか、その国分寺のほうは。

【片山参事】

仮設という言い方がよくないんですけど、見た目でそういうふうに見えたものですから、そういうふうにしたんですけど、規模が小さいんで、ちょっと参考にならないなど。やっていることは、それほど変わってないんですけども、システムが、先ほど申し上げましたけれども、焼却施設とその間の処理施設の中に、設備を入れているものですから、複雑ですし、なおかつ規模も小さいということでございます。

【坂本代表者】

ころころそういう回答を変えられたら、困るんですけどね。仮設じゃない、仮設だったら、大体何年というスパンをおいて、仮設ですということを使うんですけども、今みたいなことをおっしゃったら、どこを信用していいか、全くわからないではないですか。あくまでも仮設部というものと、建築部というのは、違いますからね、概念的にも。私が聞いた範囲では、住民の合意を得て造ったということは、国分寺の清掃事務所のほうでも言っていました。だから、そういうことをころころ変えられたら、困りますし、私が、話は戻りますけれども、光橋さんが非常にいい質問をなされたというのは、比留間運送にも、私は、もう五、六年前から何度も電話をしたことがあります。比留間運送は、生業としてやっているわけなんですよ。周りの住民からのそういうクレームはなくて、ずっとやっているわけです。設備投資も何億もやっていますという話です。しかも、キャパもちゃんとありますし、今、東大和市と武蔵村山市が出しているごみについてはちゃんと処理できますということで、逆に、じゃあ、何で比留間運送でなくて、公設にしなければならないんでしょうねと聞いたら、私も実は武蔵村山市役所から公設にするからと言われて、びっくりしていますと。だから、この前お話

したように、生業でやっている人の茶わんをたたき落として、公設にするからというのは、非常に乱暴なやり方ですね。そういうことは、通常考えられないですね。だから、今できてるものを何で公設にしなければならないのかがよくわからないんです。そのところ、ちゃんと最初から、これは当初から言っている話じゃないですか、こんなものをつくる必要はないと。韓国の話ばかりになりますけれども、セウォル号だって、日本の中古船舶をして、後で積み足したから、財政的にも過重が平均をバランスを失って沈没するかもしれないんですよ、景気が悪くなって。

【片山参事】

今、施設見学のお話をしていますので……。

【坂本代表者】

だから、施設見学をして……。

【片山参事】

そういう施設を見ていただければ、余計わかるかなと思ひまして。

【坂本代表者】

私は伊奈平にも何回も行ってますし、大体そこら辺では問題が出ていないところですから。であれば、今の、わざわざ公設でつくるよりも、今のままでいいんじゃないですか。それだけです。

【片山参事】

ご意見として、よろしいですか、はい。

【邑上会長】

邑上ですけれども、私の個人的な要望というか、先ほどこちらの事務局とも話をしたんですけれども、今回の見学プランはこれでよしとして、実際、今、私たちのごみを処理しているところ、現状を把握というか、見ておく、知っておくことも必要かなとふと思ったんです。今回たまたまそう思ってこちらに来たら、いろいろ都合があつて、比留間運送にという話だったので、ちょうど思ったことだなと思ったんですけれども、当然、この衛生組合の工場も見えていませんし、あそこの暫定のリサイクル施設もありますけれども、そことかですね、し尿処理施設とか、いろいろありますけれども、その辺を見る、知るということもやったほうがいいんじゃないかと思ひます。これは、これでいいんですね。そのことについて、皆さん、いかがですか。もちろん、また、都合がつけないといけないんですけど。

【岡田専任者】

私の意見も冒頭に書いたんですけれども、いわゆるこの焼却施設の建て替えも含めて、将来の3市のごみの処理をどうするかということについてを考えるのであれば、今、現状の施設をまず見るということは、非常に重要な、トータルプロジェクトの中で一番最初の仕事だというふうに考えます。先ほど言えなかったんですけど、いろいろ意見を出す中で、とにかく今の計画では、ほかの工場と全く同じなんです、大差ない。それだったら、やっぱりだめだと思うんです。やはり、二重、三重のプロテクトをかけるような工場になりますよというところが見えるような提案をぜひしていただきたいと思います、それだけは。ですから、今まで出した提案をそのまま、意見は、これはできません、できません、できません、今まで通りですというふうな形であれば、私も賛成派とみられてもしょうがないんですけど、完全に反対派に回るような形になっちゃうと思います。ですから、とにかく心配を払拭させるということはできないんでしょうけれども、でも、ほかはこうだけど、我々はここまでやるんだよと、そういうものを見せていただきたい。そういうものは、お金がかかると思うんです。それは、村山さん、小平さんは、あまり関係ないなと思っているとは思いますが、お金という意味では、各市の市民さん、お金がかかるんです。東大和市は、こんなところに建てざるを得ないというところで考えたときにはですね、そういうことまで含めて、東大和市のことだから、我々はあんまり関係ないなという思いはしてほしくない。一番重要なのは、し尿処理にしても、今あんまり全然環境的に問題ない。それから、この大きな焼却施設は、煙突高いですから、拡散される。プラスチックの施設は、小さいところで、ガスが重たいですから、溜まるんですよ。ですから、健康被害という意味ではですね、付近の住民さんのこの切実たる嫌だという気持ちは、ぜひ酌んでいただきたいんです。それがないと、絶対にこのプロジェクトは成功しないと思います。ですから、工場を造る側は、本当に真剣になって、その辺を考えていただきたいと思います。意見です。ですから、皆さんの意見については、なるべく取り込んだ形で、でもお金はこうなりますよ、じゃあ、どうするんだという議論にしていきたいんです。もしこういう意見を入れるんだったら、建設費は倍になる。そうなったら、やっぱりこれは建てる意味がないねと、どこかへ持っていかざるを得ないねと、土地を探さくちやならないねということになるやもしれない。そういう議論を私はしたいと思います。

【邑上会長】

ありがとうございます。

現状の施設を見る、だから、現状の処理状況を把握するという自体に、反対の方はいないですかね。そういう言い方はよくないか、賛成の方はいますか、そういう今の現状の施設などを見るか。それでは、それも今後ちょっと日程等を検討していただくということでお願いしたいと思います。

それは終わって、今回の5月27日に予定の施設の見学に関しては、今の時点では、このとおりやりたいということですね。

【木村課長】

はい。

【邑上会長】

なので、あとは参加できる方がここに参加するというようお願いしたいと思います。

では、次の5番目、ごみ処理施設の計画等についてに入りしたいと思います。

何番目かに入ってますね。厚い紙になります。

【片山参事】

それでは、今、岡田さんのお話もありましたけれど、全体が見えないねという話もございましたので、3市共同資源化事業とちょっと違う形で、ごみ処理施設の計画等についてということで、ご説明をさせていただきます。

協議会ではこれまで多くの意見をいただけてきました。

しかしながら、そもそも論をはじめ、毎回同じ内容で、進んでいないのではないかと、いう意見もいただいています。

そこで、これまで説明させていただいたんでございますけれど、改めて3市共同資源化事業の基本構想やごみ処理施設の計画について、その要旨について振り返らせていただきたいと思います。

3市共同資源化事業につきましては、4月9日付で交付金の内示がございまして、4団体は3市共同資源物処理施設の建設を皆様に説明をしまして、協議いただきながら、スケジュールに従い進めさせていただきます。

今日の説明の内容でございますけれども、施設の必要性、それから、施設の建設場所を桜が丘とした理由、3として施設整備の進め方、4として地域連絡協議会への期待、それから、そもそも論への考え方、そして、最後にごみ焼却施設について、ということで説明をさせていただきます。

まず、施設の必要性について整理をしました。

ごみの処理は自区内処理が原則なんですけれど、市に処理の責任があるわけですので。本来は市単位、市単独で処理することが原則である中で、3市地域では、各市がその区域内に施設を確保することが困難であることから、25市1町、見学もしていただきましたけれど、共同で日の出町に最終処分場を確保している、こういう状況があります。最終処分場への受け入れについては、地元にとっては歓迎されているものではもちろんありません。市街地化されている3市とともに、多摩地域のほとんどの自治体では、用地確保が困難である、このことを日の出町や地元住民の理解をいただいて、最終処分場の確保が実現していると、こういう状況でございます。このことは、私どものごみ焼却施設についても、今回建設しようとしている資源物処理施設についても同様の事になると思います。このため、4団体は、それぞれの施設に搬入するごみの最小化を図ることが必要となっております。

次に、自区内処理が原則とする中で、小平市、東大和市の施設、これ両方とも老朽化とともに施設の能力が不足している、こういう状況があります。このため、民間委託による処理を行っている現状にありますけれど、衛生組合の施設は、更新に併せまして老朽化などの課題の解消を図っていく、こういう位置づけでございます。

次に、廃棄物行政なんですけれど、循環型社会にむけた取り組みが求められておりまして、施設を全体として、より循環型にふさわしいシステムにしていく必要があります。

ごみの減量化・3Rには、優先順位がございまして、まずはごみを出さない・リデュースですね、次に不要となったものをごみとしないで有効に利用する再利用・リユース、そして、不要になったものは廃棄物とせず資源として分別し排出、そしてリサイクルをする、こういう順番になっています。そして、どうしてもごみになってしまうものを適正に処理・処分する、こういう位置づけになってます。リサイクルや焼却処理を行うためには、必ずそれらの施設が必要になってくるわけでございます。また、施設は、集約することで個別に造るよりも大規模化を図りまして、分散するよりも安価で処理することができ、維持管理も効率を上げることができる、こういう状況にあります。これを、一般的にはスケールメリット（規模の原理）などと言われていきます。

次に、現在の場所、桜が丘とした理由でございますけれども、まず基本的考え方が、用地選定の背景としてございます。

過去の施設整備、私どもこれ昭和61年に整備したんですけれども、このころは経済の拡大、人口も増えるということで、ごみは増加傾向にありました。したがって、増えるごみに対応して、ごみ処理施設を造ってきた、こういう状況です。

一方、近年は少子高齢化が進展しているとともに、人口は減少に向かうと予測されております。今後ごみ量は減少するというふうに考えられます。このように市民生活の基盤の施設であっても、経費削減に向け、既存の土地などの行政資源、私ども行政、ヒト、モノ、カネ、行政資源などと申し上げますけれども、既存の土地などのより有効な利用と、施設の集約化を図っていく必要があるわけでございます。

また、市民の意見に基づいて事業用地を選定する住民参加、皆さんおっしゃっていますけれども、この場合は、一般的には新たな用地が必要な場合、それから現有用地が建設に適さない場合、行われていることが一般的かと思えます。

東大和市の計画地、事業用地は面積も4,300ございまして、施設を建設することができます。現状でリサイクルが行われておりまして、その利用形態、大きく違う利用をするわけではございません。

これが、皆さん今いらっしゃいますけれども、衛生組合の現状です。現状で、そのほとんどが事業用地として活用されておりまして、資源物処理施設を建設することは、困難な状況です。

ちなみに、こちらに小平市清掃事務所がございまして、ここは小平市さんが今、事業をやっている土地でございまして、小平市からの提供を受けまして、不燃・粗大ごみ処理施設の施設を建設する、こういう計画になってございます。

建設場所を桜が丘とした理由でございまして、何度もこれまで説明させていただいておりますけれど、1として、東大和市が所有している土地であること。

2つとして、現状でリサイクルが行われていること。

3つとして、3市の中間的な位置にあつて、残渣の運搬、リサイクルの施設といいましても、どうしても入れてはいけないものが入ってきます。こちらは残渣になるわけですが、こちらの運搬などの焼却施設との連携がとりやすいというようなことがございます。

この3点が大きな理由となっております。

それから、施設整備の進め方でございまして、施設整備の行程は大きく3つございまして、企画・構想の段階、計画・アセス（生活環境影響調査）の行程、工事契約・施工の段階、このように3段階に分かれるかと思えます。

3市共同資源化事業につきましては、企画・構想の段階として、市民の代表である廃棄物減量等推進審議会、これ3市それぞれに市民代表の審議会をお持ちですけれども、こちらの協議を経て、建設する施設やその時期などの計画が、ごみ処理施設、ごみ処理事業のマスタ

ープランである一般廃棄物処理基本計画に位置づけられている、こういう状況でございます。

施設ごとに、規模や事業用地、具体的なスケジュールなどアウトラインが、基本構想で設定されています。基本構想の策定には、説明会やパブリックコメント等により、市民と地域の皆さんの意見を聴く場を、聴く機会を設けさせていただきました。

現状は、計画・アセス、生活環境影響調査でございますけれども、の段階に入っております、地域住民、皆様に環境影響調査の内容を説明し、手続を進めている状況でございます。

また、並行いたしまして、施設の姿という議論を今いただきましたけれども、施設整備の実施計画の中で、これを策定して、施設の姿をより具体的にしていきたいと、このように考えてございます。

今後ですけれども、平成28年度になりますけれども、工事契約・施工段階に移りまして、工事期間中における環境対策やその後の操業にかかわります協議を、この協議会でお願いできればということを考えてございます。

次に、この地域連絡協議会への期待でございます。

これ、以前説明を申し上げましたけれども、第1にリスクコミュニケーションでございます。環境リスクとは、リスクコミュニケーションとは、というふうに示してございますけれども、具体的には皆さま納税者でございますので、単純に工場とその地域住民ということにはなりませんけれども、単純にイメージをご説明いたしますと、一般的な化学物質を扱う工場の例として扱いますけれども、皆様に情報を提供することによって、リスクを知り、皆様の理解につなげていきたいということでございます。

一方、私たちは、皆様に説明する中で、ご意見により気づき、改善を図っていききたい、こういうことを期待しているわけでございます。

ここがいつも議論になるそもそも論の考え方でございますけれども、そもそも論はこの7つかなと、私はまとめました。色々ほかにもあるよということはあるかと思っておりますけれども、1つとして、施設は必要ない。2つとして、民間委託のままでよい。3つとして、3市別々にやればよいではないか。4として、リサイクルしないで、焼却したほうがよい。5として、他の場所につくるべき。6として、メリット・デメリットを示すべき。最後に、コスト比較の上で決めるべき。ここに集約するかなと思まして、この7つの項目を挙げてございます。

1つ目の施設は必要ないというご意見についてでございますけれども、循環型社会に向けて、3Rをより一層進めていく、このためには、今まで各市がそれぞれ努力してきたわけ

でございますけれども、この取り組みに加えて、3市共同で3R、ごみ減量を推進していく必要がまずあること。

3市共同化によりまして、資源化基準の統一が図られまして、リサイクル率が向上することで、廃棄物処理の下流側ですね、資源処理施設が安定的に継続してしっかりしていますと、その下流側である私どもの不燃・粗大ごみ処理施設、さらに下流側でありますごみ焼却施設、さらに下流側であります最終処分場の負荷が低くなっていくわけでございます。

施設に環境学習やごみ処理事業の普及・啓発を行うスペース、プラザ機能なんて言われてますけれども、こちらを整備することができますので、市民の廃棄物処理事業に関する理解を深めまして、市民との連携や協働による廃棄物の減量が期待できるということがあると思います。

それから、2番目です。民間委託のままでよいという考え方につきましては、廃棄物処理施設は地域にとって受け入れづらい施設だと思います。これは公設であっても民設であっても。このため、施設は一般廃棄物処理の責任を持つ自治体が地域住民との調整を図りつつ、建設することが、私ども、より望ましいと考えてございます。

また、廃棄物、資源を含みますけれども、処理責任は、委託した場合にも、自治体にありますので、日々排出される一般廃棄物の安定した処理に努める必要がございます。

それから、3市別々に、これまでのままでいいじゃないかというご意見についてですけれども、それぞれ別々のリサイクル施設で、資源化の推進に努めてきたところですが、かねてより説明しているとおりの、施設の老朽化、能力の不足などの問題や課題があります。

また、組合の粗大ごみ処理施設については、老朽化とともに、システムが旧式化している。周りの施設に比べると、大分能力が劣っているという状況、課題がありまして、その整備が急務という状況になってございます。

循環型社会に向けた3Rをより一層推進していくためには、3市のリサイクルを含めたごみ処理事業を共同で推進していく、スクラムを組んでいく必要があると考えてございます。共同処理することによりまして、高度な環境対策を、市単独で施設を造るときと比べて、安価で導入することが可能となります。

それから、焼却したほうがよいという考え方があると思います。3市と組合は、焼却するごみの量を少なくすることを基本に、資源化を行う方法を選択をしております。

容器包装リサイクル法、この法律に乗って、今、リサイクルをしようとしているんですけれども、ごみの減量化を図るための法律で、全ての人がそれぞれの立場でリサイクルの役割

を担うということが、この法律の基本理念となってございます。消費者は分別排出、市町村は分別収集、そして事業者は、再商品化を行うことが役割となっております。

3市と組合は、事業者が製品について廃棄・リサイクルされる段階まで責任を負うという新しい考え方、これを拡大生産者責任といいますけれども、この責任に基づきまして、費用の一部負担を事業者に求めた容器包装リサイクル法に沿って、資源化することとしてございます。

それから、他の場所に造るべきというご意見もいただいております。これについては2行でございまして、3市地域はほぼ全域が市街地化されておまして、他の用地を確保することは困難でございまして、また、事業用地は工業用地が望ましいというふうにされております。

それから、メリット・デメリットを示すべきというご意見がございまして、これまでご説明したとおり、廃棄物処理は自区内処理が原則でございまして、自区内処理が原則でございまして、市が責任を持って処理することが原則となっているわけでございます。

委託処理につきましては、市において直接処理が困難な場合に行われているものでございます。また、委託を行うかどうかは、経費のほか、サービスの質の確保等、総合的に勘案して、判断すべきと、このようにされてございます。

3市共同資源処理については、次のことが言えると思います。

メリットとして、3市の資源化基準が統一されまして、協調した啓発等により、一層のごみ減量が推進される。このことで処理量の縮小につながり、施設規模の縮小、建設費の縮減に効果的だと考えます。

施設にはプラザ機能を持たせますので、市民との連携や廃棄物処理に関する理解の促進が期待できます。

また、デメリットといたしましては、3市の共同になりますと、収集の方式、例えば、袋であるとか、カゴであるとか、そういう方式、それから収集区域、今でも区域が分かれていますけれども、さらに細分化する必要があるのかなということ、変更が必要となります。

市単独と比べて、先ほどから意見が出ておりますけれども、規模の大きな施設になるわけでございます。この点がデメリットかなと考えます。

それから、コスト比較の上、決めるべきと、コストの話がたくさん出てまいります。もちろんおっしゃることはよくわかりますけれども、まずは焼却するごみの量を減らすことを

基本に、資源化を行うことを選択をしています。この選択は、総合的に公益的な観点から行ったものでございます。

なお、施設の規模、建設・更新につきましては、老朽化等の課題がある3市地域のごみ処理を継続していくため、今、大丈夫だから、中期的、長期的に大丈夫だろうということではございませんで、今の施設を維持していくためにも必要となっているという状況でございます。

そもそも論は終わりました、ごみ焼却施設についてということで、ご質問をいただいておりますので、現状で説明できる範囲で説明いたしますが、基本的に、現在の用地、中島町の敷地で、更新方法を検討しております。

現有地等の状況は、図面のとおり、ほぼ全体が清掃事業用地として活用されております。

次に、標準的なごみ焼却施設の配置ということです。ちょっと古いんですけれども、平成10年だと記憶しておりますが、国の検討会が、標準的な施設ということで、この大きさを示してございまして、それを現有用地に配置した場合、図のようになりまして、施設更新期間中は、他団体に支援をお願いしなければならない状況になってございます。

ちょっとわかりづらいんですけれども、60メートルの100メートル。国の検討会では300トンで検討してございまして、ここが60メートル、ここが100メートル、これが標準でございます。

規模は、今243トンまで小さくなってございますけれども、それ以外にも縮小して、この敷地に建設をしていくという方向で今、検討している状況です。

それからですね、ちょっと戻りますけど、他市に、他団体に要請をしなくちゃいけないということがございますけれども、このためにも、可能な限りごみ減量が必要になってくる。まあ、当たり前でございますけれど。また、ごみの質の問題もございます。例えば、プラスチックがたくさん入ったごみだと、私どもの団体では受け入れられませんよということもございますので、分別区分など、受け入れ体制の条件に合わせる、受け入れ団体の条件に合わせる必要が出てまいります。

それから、検討の状況ですけれども、(1)として、最大限のごみ減量でございます。現状の予測では243トン、どこまで減らせるかという検討を、これから進めていかなければなりません。もちろん排出そのものの削減が大事でございますけれども、プラス、プラスチックの資源化、プラザ機能に期待してございますけれど、分別水準の向上、まだまだごみの中に資源になるものが、たくさん入ってございます。

(2)として、期間中のごみ処理の確保でございます。支援団体の受け入れ容量もございますし、容量の条件、量の条件と質の条件がございます。それと、皆さんと同じように、地域の方々がいらっしゃいます。支援団体の地域住民の方々の理解、こちらが必要になっていきます。

(3)として、最も合理的な施設配置でございますけれども、不燃・粗大ごみ処理施設も、小平市の用地を提供いただいて、そちらに造るわけでございますけれども、できる限り受け入れ供給設備、ごみを受け入れるところですね、これの共有化を図っていきたいと考えてございます。

最後に、長くなりましたけど、まとめでございます。

施設の必要性につきましては、ごみ処理機能の維持のため、また循環型社会にふさわしいシステムへの更新、この図るためにも、施設は必要でございます。

第2に、建設場所を桜が丘とした理由につきましては、東大和市がお持ちになっている市有地である、現在リサイクルが行われている、3市の中央・焼却施設の近くに立地していることの3点が中心でございます。

第3として、施設整備の進め方については、全体システムについては、3市の一般廃棄物処理基本計画の中で、市民代表を含む廃棄物減量等推進審議会の意見を踏まえて、設定している、こういう状況です。

それから、②の施設のアウトライン、あらましのものにつきましては、3市共同資源化事業基本構想で、市民説明、地域住民説明会などの意見をいただき、設定をしております。

それから、ここまでの段階は既に終えておまして、これからは具体的施設建設の姿については、施設整備実施計画の段階で、皆さんとの協議の中で策定していきたい、このように考えてございます。

4番目、地域連絡協議会、この協議会への期待でございますけれども、先ほど申し上げましたが、リスクコミュニケーションが1つ、施設の設計及び操業への地域住民の意見反映、これを図りたいということであること。

5点目、そもそも論への考え方。協議会は、施設の姿・プラザ機能等の協議の場と、こういうことで設置をさせていただきました。そもそも論の議論は、協議会以外の場で協議をお願いしたいと、このように思います。

第6、ごみ焼却施設につきましては、更新方法は、現在、衛生組合で検討しております。その後3市と組合で再検討、今度4団体で再検討を行いまして、地域計画に反映していき

い。国庫交付金の申請手続をしていきたい、このように考えてございます。

衛生組合のほうからは以上でございます。

3市のほうから。

【白倉課長】

小平市の白倉でございます。

今、説明があったんですが、小平市の現状としては、やはり焼却するごみの量を減らすために、これまでさまざまな取り組みをさせていただいております。現在のリサイクル施設も老朽化しています。その上、処理能力も不足していることから、小平市は、現在、軟質系のプラスチックについては、焼却処分をしているという状況でございます。

小平市の現在の計画の中では、容器包装プラスチックの資源化の推進を重点項目にさせていただいております。全量容器包装プラスチックの資源化、今言ったように、軟質系のプラスチックも資源化をしていくということの実現が大きな課題となっております。

これらの課題を解決させていただくために、これまで一緒に取り組んできました小平・村山・大和衛生組合を含んだ4団体で、将来にわたる焼却場を含む廃棄物処理を、安定的に、継続的に運営していくためにも、ぜひ共同で処理する資源物処理施設が必要だということで、今、考えているところでございます。

以上です。

【松本課長】

皆さん、こんばんは。すいません、東大和市、松本です。

東大和市、なぜ必要かということは、今現在、話に出ています建設を予定する場所で、現在、リサイクルを実施しています。皆さんご覧になっていると、おわかりだと思うんですが、あの施設は実は平成6年の秋ごろから使い始めて、順次、タコ足的にプレハブを増設してきた、増築してきたというところで、現在やっています。

したがいまして、前回の協議会でも少しお話をさせていただいたんですが、東大和市が平成21年の4月から、今の容器包装プラスチックを全域で収集するというふうになったときを境に、あそこの場所では処理能力に限界があるということで、やむを得ず、今、民間委託で処理を委託しているというところです。

ですから、その前まではどうだったかという、可能な限り処理できる量をあそこの場所で、直営でやってきたというところがございまして、容器包装プラスチックにつきましては、当時、20年度まではモデル地区ということで、何か所か、十数カ所を設けてやってきまし

たので、その分については、あそこで、民間委託することなく、実施してきたというところ
でございます。

ただ、今後につきましては、あその施設も、このままオープンスペースで、ずっと向こ
う先10年も20年も続けていくということは、まずもって不可能だということがござい
ます。したがって、いずれどこかの時期ではということでは、当然、更新はしなければ
いけない内容となっております。

そんなこんな折に、この3市共同資源化事業をということで始まったわけですが、当然こ
の事業は、当然、皆様ご存じだと思うんですが、最終的には焼却施設の更新を視野に入れた
中で、まずはこの事業の中で、ハード面については、1つには、3市共同資源物処理施設と、
不燃粗大ごみ処理施設、こちらの2施設を造ろうということで、当然、不燃粗大ごみ処理施
設は、先ほど説明もありましたとおり、小平市さんの清掃事務所用地を活用して造っていく
という形になっているものです。ですから、その中で、資源物処理施設については、東大和
市の現在稼働している土地をという形で進んでいます。

なかなか皆さんのほうにとっては、理解がというところでは得られがたいというところ
で、今は来ているんですが、ただ、私どもの考えとしては、先ほど組合からも説明がありま
したとおり、資源物処理施設といいますが、残渣というものが出ます。なので、そういつ
たところも考えると、どこでもいいという話にはならない。

当然、建物を造るという上での建築条件的な面で、どこでもいいというわけではないとい
う話のほかに、やはり収集・運搬処理を行っていく行程からの法律上の問題もあって、やは
り近いほうが好ましいだろうということで、かつて東大和市があその場所の土地の活用
をということで、今日に来ているところでございます。

今現在、プラを、東大和市は民間委託しているわけですが、東大和市のプラの民間委
託についての考えは、不安があるというふうに思っています。別に不安定だとは申し上げま
せんが、不安が残ると思っております。

何に不安が残るかということは、民間委託ですので、当然、一定の条件にしてくださいと
いうことの間接処理をできる業者さんで入札をして、毎年、落札した中で業者さんに委託し
ているわけですが、あくまでもそれは中間処理の行程がうまくいっているときはいい
んですね。ただ、その民間施設に何かがあったとき、要するに、その施設の、今度、施設
見学で見ていただくんで、たまたま今年も比留間運送になっておりますので、見ていただ
ければわかるんですが、その施設が万が一、何かの事情で故障した、もしくは、火災が起きて

使えなくなった、じゃあ、そのときに、東大和市が毎週月曜日と水曜日にプラを集めているんですが、そうすると、その収集をとめられますかということと、それを集めざるを得ない私たちの義務というのがございますんで、でも、何かあったときに、施設が回らないといったときに、その施設には運べない。そうしたら、どうすればいいのといったときに、そのときだけ都合よく、こちらの施設で燃やさせてくださいという、そういうわけには、現状はいかないということございます。

したがって、先ほどのパワーポイントの中でも出てきたかと思うんですけど、3市別々に行えばいいじゃないかというところで、そうではないんですよというお話があったんですけど、やはり、そういうことも含めると、やはり、それぞれが民間委託でうまくいけているときはいいんですね。ただ、何かあったときに、都合よく、使えないんで、こちらで燃やさせてくださいということは、それは、まずできない。

それはなぜかという、現在は、あくまでもこちらの施設が稼働しているのは、可燃、不燃、粗大の3つでしかないということでもありますので、ですから、安定処理をする義務を我々が負っているんで、そこでの安定処理をする上では、万が一、何かがあった時に、こちらの施設との連動性の担保がとれるというのを、今後は考えていく必要があるだろうということ、こういったところで考えを変えているわけです。

ですから、かつても資源物の処理を共同化しようという話があって、1度潰れたことが正直言ってございます。ただ、現在、また、なぜ2度目、この話が出たかということは、皆さんにとっては初めてなんですけど、なぜかという、それは、やはり、今後の安定処理というところをきちんと考えた場合に、各市が本当に単独でやっていっていいんですかというところもあったので、そこは共同でこの構想に基づいて、この事業を実施している、そういうところがございます。

以上、東大和市としての考えでの施設の必要性です。よろしくお願いいたします。

【有山課長】

こんばんは、武蔵村山市のごみ対策課長の有山です。

武蔵村山市のごみ処理につきましては、資源物につきましては、当市の市内にあります伊奈平地区にあります民間事業所の施設に搬入を行い、中間処理を行っているところでございます。この中で、特に資源物の多くを占めている容器包装プラ、ペットボトル2品目につきましては、3市共同資源化施設において共同処理をすることにより、安定した処理が可能になることが考えられるところでございます。

さらに、焼却施設の建て替えを視野に入れた3市共同資源化事業につきましては、3市から出る廃棄物を、将来にわたり、安定的に、継続的に処理していくために、必要な施設であるものと考えているところでございます。

以上です。

【邑上会長】

ありがとうございます。

皆様、言いたいこと色々あると思うんですが、ちょうど45分なので、今からやると、またちょっと大変かなと思いますので、今日はこの説明を聞いたということで、このごみ処理施設の計画等については、今日は終わりにしたいと思うんですが、いいですか。

【森口専任者】

当然これだけ言って、そちらの言いつ放しで、いつも終わりということでは、今までと変わらないので、これに対して、こう思うということは、次回、丸々1回とってお願いしたいと思います。

【邑上会長】

そうですね。どうですか。

【木村課長】

では、今の説明で、ご質問等があるかと思しますので、次回に皆様のほうから質問を受けたいと思しますので、よろしく願いいたします。

【山崎専任者】

この質問は、一番最初からやってもらえるんですか。また、最後のほうになって、時間がなくてやっつけて、ちょこっとやられるということじゃないですね。議題の一番最初にやっただけなんですか。

【森口専任者】

これだけじゃないですか。

【山崎専任者】

ま、最初にやれば、これだけになるでしょう。

【木村課長】

議題の1番目にしたいと思います。

【邑上会長】

スケジュールのほうは、何か説明すること、例えば、調査ありますよね。調査をしよう

しているじゃないですか、環境影響調査。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

それについての進捗は、状況の説明とか、そういうことは要らないんですか。何も無いんであれば……。

【片山参事】

その他のところでお話ししようと思っていました。

【邑上会長】

今日ですか。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

終わりにしようというわけにいかないですね。5番目に関しては、今は説明を受けました。次回、この内容についてお話しします。

次第でいうと、6番、その他というのがありますので、先ほど質問あったじゃないですか、後にしましょうと、その話など。

【片山参事】

いいですか、関係ない話ですけど。

【邑上会長】

6番？

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

6番ということで、まずは片山さん。

【片山参事】

生活環境影響調査のことでお話をいたします。いろいろご協力ありがとうございました。

5月21日から28日で、大気質調査のほうの現地調査をやらせていただきます。

場所は、1カ所が内諾をいただいてないんですけども、一応、申し上げます。森永の住宅ですね、それから警視庁の敷地の一番北東のところ、それから事業用地、ちょっと垂直方

向の地表面を含めて、なかなか敷地も狭いので、貸せないと、貸すことはちょっと難しいという回答をいただいたものですから、事業用地で行います。プレハブの屋上に1個設置しまして、そちらで実施しようと思っています。ですから、事業用地は、地表面とプレハブの屋上ですね。

最後に、今、交渉中ですがけれども、都立の東大和南公園、こちらの一番北、そして東側、こちらのほうで考えてます。

以上、整理しますと、森永の社宅、警視庁の住宅のところ、それから東大和南公園、それから事業用地、東大和暫定リサイクル施設の用地の地表面とそれから……

【森口専任者】

さくら苑は？

【片山参事】

さくら苑は、気象調査です。気象だけが、南北、建物に挟まれてますんで、ちょっと好ましくないという助言をいただきまして、さくら苑の屋上をお借りする予定です。

以上です。

【坂本代表者】

影響調査のグラウンドメゾンの敷地をお借りするというのは、住民の合意が得られなかったというのは、明記されるんですよ。

グラウンドメゾンの3棟か4棟の影響調査については、同意を得られなかったということは、明記されるんですよ。

【片山参事】

最初からお願いですので、そのことは明記するつもりはありません。

【坂本代表者】

単なる調査地点はここですということだけですか。

【片山参事】

そうです。

【坂本代表者】

ただ、環境省のほうでも、内示は全て申請があったものについては、採択されたということとは聞いていますけれども、基本的には住民の同意というのは前提ですよ。ご存じですよ。それがないと、1回目は、要するに、環境影響調査とかで採択されていますけれども、2番目以降は、住民の同意が得られないと、本当に補助金、交付金が出るということは保証

されないわけなんです。そこは、東京都庁のほうからも、指導は出てないんですか。

【片山参事】

住民の合意が必要だという文面みたいなものはありません。それは当初から申し上げます。

【坂本代表者】

同意を得ることってというのは、多分、文章中、申請内容にはあったとは思いますが、そもそも申請の後に、東京都庁から、環境省を通してからですけれども、指導はなかったですか、そういうような、同意はとってくださいよねというような。

【木村課長】

先ほど説明の中でございましたが、今回もご承知のとおり、内示をいただいております。交付金いただく中では、今、坂本さんがおっしゃったようなことは、特にはないということで認識をしています。

【坂本代表者】

東京都からも全然話は出てないということですか。

【片山参事】

皆さんに十分説明をすることは必要だという指導は受けておりますけれども……。

【坂本代表者】

それが、そうなんです。

【片山参事】

同意となりますと、そこまでは書面上、求められておりません。

【坂本代表者】

ただ、同意が得られないというのは、この中で共通した意見でしょうから、それは十分に配慮していただきたいと思います。

今日はこれで、一方的な説明だけで終わったんですけども、内容的に論理的矛盾が相当多いですね。もう齟齬が多いですから、今度、協議会でやりましょう。

【邑上会長】

前回、生活環境影響調査の計画書が配られていると思うんですけど、その中に調査地点の地図というか、図があるじゃないですか、これは計画なんですけど。実際今度はやりますよね、調査を。そのときの場所というのは、それを反映してその計画書を直すのか、それとも、最終的なレポートでって、今、言葉だったので、少なくとも、次回、今回はここにしました

ということは、1回提示していただいたほうがいいと思うんですけども、それとは別に、計画書自体を直すのか、そうではなくて、最終的なレポートでということかということでしょうか、どうなんですか。

【片山参事】

そうですね、皆様にわかるように、5月21日ですから、どうでしょうか、郵送で送りますでしょうか、そういうことではなくて？

ああ、そうですか。

測定点については、計画書は既にできておりますので、最終の報告書の段階でしっかり入れたものにしたいと思います。

ただ、皆様方にどうやって伝えるかということ、どうでしょうか。

【邑上会長】

前回この計画書を実際に見させていただいているので、実際、変わったっていうか、ここになったというのを、今の時点で教えてもらえればいいんじゃないか。口頭だったので、わかりにくかったかなと思って。

【片山参事】

口頭になりますけれども、図面をお持ちですか。

【邑上会長】

次に、これで何か書いてもらえないかな。

【坂本代表者】

プロットしたものを、図面に。

【片山参事】

それはわかりました。ただ、次回ですと、間に合わないんですね。

【邑上会長】

もう、だって、決めてしまうので、やっちゃうわけではないですか。

【片山参事】

やっちゃいます。

【邑上会長】

だから、それでいいと思うんです。今回こうなりましたと。それは言われたからと、変えるわけではないんです。

【片山参事】

変えません。

【邑上会長】

だから、こうなりましたというものも、次回でいいんじゃないんですか。

【片山参事】

それは次回にお示ししますけど、ただ、間に合わないんです。21日から実際にもう入ってしまいますから、皆さんが来て、立ち会いたいとか、見たいとかというときに間に合わないんで、郵送しましょうか、その部分だけでも。

【坂本代表者】

それは郵送でも構わないんですけど、邑上さんが一番気になさっていることは、今度は採択されて、環境省のほうに成果報告とか、補助金、交付金に来てるでしょう。だから、こういうものに幾ら使ってという経費報告書も出さないといけないでしょう。必ずそうなりますよね。

【片山参事】

ええ。

【坂本代表者】

補助金適正化法では、そのようになってますから。だから、それをやらないということはあり得ないんです。だから、それを知りたいと。半分は知りたい。私たちのほうとしては、その前も知りたい。

【邑上会長】

済みません、私は、今すごく単純な話だけです。今回、例えば、この場所にできないから、こうしましたとか、この場所に、さくら苑との間は、中間点なので、こうしましたという言葉の説明だったので、ただ、地図で今回こうしたっていうのを知らされたほうがいいんじゃないかなということが1つです。1点は、今回こうしましたと、組合側としては、こうしましたということを、イメージで知りたいと、知ったほうがいいんじゃないかと思ったんですね。

あとは、計画書が今出ていましたので、計画書自体が直るのかなっていう、ただの疑問、質問です。それは、それです。

あとは、もし計画書が直らないとしたら、最終的な報告書に、どこでやったかという場所が示されるのかなという、ただ、私は場所だけの話をしています。なので、今回この場所

でやりますというのは示してはいただけると。

ただ、それが次回の協議会だと、既に実施された後なので、現場を見たいという方に対しては遅かったという話になるので、郵送で配りましょうかという話です。それは、それで、お願いをしたいと思います。やってほしいです。

なので、私は、まずは、すごく単純なそういう質問と要望でした。

ですので、じゃあ、郵送していただける。メールでいい人は、特に紙でなくてもいいかなと思います。

【片山参事】

メールの人は、メールで？

【邑上会長】

メールで大丈夫な方は、メールでいいですよ。PDFか、何かを。

なので、今までどおり、紙で送る方とメールで送る方には、それぞれ送っていただければ。それは、地図に対して印をつけて、何をどこでやるということを書くだけだから、そんなに時間がかからないですね。

【片山参事】

そうです。時間はかからない。ただ、1カ所、まだ承諾をいただけていないものですから、今日お示しできなかったんです。

【邑上会長】

はい。それで……。

【片山参事】

そこだけ、ちょっと月曜日が火曜日になるとは思いますけど、そこで確認がとれると思いますので、その後、すぐ。21日には、少なくとも間に合うようには送りますので。

【邑上会長】

ということですか。私からはそれだけでした。

【岡田専任者】

すいません、メゾンさんのところは、測定しないということなんですか。

【邑上会長】

グラントメゾン。

【岡田専任者】

それは、もう自分たちで、そういうことについて放棄しちゃうと。要するに……。

【坂本代表者】

管理組合のほうで、理事会がありますでしょう。そこに諮ってしかできないわけです。自分たちとして。

【岡田専任者】

でも、環境として問題があるかどうか、要するに、調べることについて、僕はずっと打ち合わせの中でやりましょうというところでは、やっぱり協力すべきじゃないですか。造る、造らないかは別ですから。

【坂本代表者】

いや、それは……。

【岡田専任者】

やらないと言ったら、だから、はっきりこれは断られたということを明記すべきですよ、協力してもらえなかったっていう形で。

【坂本代表者】

ですから、明記すべきだと言っているわけです。

【岡田専任者】

やるべきです。要するに、彼たちは協力してくれなかったということを明記すべきですよ、何かあった時に。もともとの計画に入っていた。これについては、ノーだと言われた。要するに、権利放棄しているわけですよ。

【坂本代表者】

いや、権利放棄とか、そんなんじゃないくてですね……。

【岡田専任者】

おかしいじゃないですか、そんなことは。

【坂本代表者】

いや、管理組合……。

【岡田専任者】

それは、あなたたちが説得して、測定だけはさせようと、そういうのが……。

【坂本代表者】

いや、それは、マンション管理適正化法がありまして、その中で動いているわけです。

【岡田専任者】

だけど、この中では全体を調べましよう、そういう中で動いているんだから。

【坂本代表者】

いや、それはわかった上でやっているわけです。

【森口専任者】

言わせてください。そういう話で、環境影響調査の数字的データのことならば、協力できるかなっていうことで動いていたとか、話し合いなどもされていましたが、片山さんのほうから、地域計画、都市計画決定や何かのときには、そのデータを持って、都市計画決定を進めるような手続にこれを使うとかって話が出たので、そういうことに使われてしまったらば……。

【岡田専任者】

では、測定だけはしてもらって、報告するときは、それを除いてくれだとかね、いろいろ方法はあるじゃないですか。やっぱり測定しないということが、一番の、後になって、問題があったときに、何で測定してなかったということになるのであれば、測定はするけど、じゃあ、そういう形で書類としては使わないという方法論もあるじゃないですか。

【森口専任者】

ここで……。

【岡田専任者】

単に、だって、みんなで、ここで測定しようということをね、じゃ、あなたたちもね、反対の気持ちはわかりますよ、でも、実際の全体の環境がどうかということ調べないということは、これはやっぱり問題があると思いますよ。私、個人的な意見を言っているのかわからないけれども、それは……。

【坂本代表者】

それが、場所もないんですよ、実際言って、はっきり言って。じゃあ、植栽でも切って、1メートルの、1.5メートルの……。

【岡田専任者】

3階とか、そういう形で……。

【坂本代表者】

できないんですよ。できない面もあるから、やっているわけですよ。できるんだったら、やりますよ。だから、管理組合というのは、非常に法律にですわね……。

【岡田専任者】

片山さん、マンションの前の敷地があるでしょうから、それにより近いところでやっぱり

測定すべきですよ。

【片山参事】

そういうことで、今、東大和南公園、これの一番北側の……。

【岡田専任者】

マンションに一番近いところ？

【片山参事】

マンションに近いところ。

【岡田専任者】

そうですね。

【片山参事】

あそこをお借りする手続をしています。

【岡田専任者】

高さをもって。

すいません、測定するところは、専門家にお任せしますが、そういうことを考えておられるわけですね。

【坂本代表者】

多分、そうなるだろうとは、最初からそう読んでただけです。

【岡田専任者】

でも、残念ですね。

【坂本代表者】

いや、残念ではないですよ。

【岡田専任者】

私にとっては。

【森口専任者】

私たちが組合と信頼関係が築けなかったことは、とても残念だと思います。例えば、ここで環境影響調査を引き受けているから、うまくいっているというような報告で、この前、岡田さんもおっしゃっていましたが、広報するときに、そういうような形で、みんな進んでいるというような広報をされていますから、そういうことに対して、私たちは協力して、あれしたのが、私たちが認めたことになるんじゃないかという危惧が、やっぱりマンションの同意が得られないことの一端です。

【岡田専任者】

それは、冒頭、私は言いましたよね。おかしいということを行いましたよね。ですから、そういうところを、やっぱり組合さんも表現の仕方……。

【森口専任者】

ですから……。

【岡田専任者】

あれは、あれでいいとして、まだこういうこともあるんだよということを一筆入れるべきだ。繰り返しになっちゃうから、止めますけど。

【森口専任者】

信頼関係ができなかったということだと思います。

【岡田専任者】

これからつくりましょうよ。つくっていかざるを得ないんですよ、これを継続して検討するためにはね。お互いに批判してもしょうがないんだからと思います。やめましょう。

【有山課長】

すいません、武蔵村山市の有山です。

前回、協議会の中で、委員のほうから文書回答の要望ということであったと思うんですけど、そのときに、その要望についての可否、要否についての確認について行われてなかったことですので、本日、用意はしていないということになります。

【森口専任者】

次回はいただけますか。

【有山課長】

それは、会長の方で、要否、可否っていうんですか、必要性があるということで、会長が認めていただければ、文書でお答えをとということになるかと思いますが。

【森口専任者】

会長が認めないと、回答もいただけないということですね。

会長、いかがでしょうか。

【邑上会長】

どんな内容でしたっけ。

【森口専任者】

村山市の市長が、挨拶のときに、私たちは民間委託をしているので、入札や何かで金額の

変動があるから困るということを書いていたんですが、実際のところ、民間委託であっても、昭和電工で行政ごみとして入札されてますので、民間だからといって、変動があったわけではないと。わかりました？

【邑上会長】

そういう発言を、武蔵村山市長がしてた？

【森口専任者】

はい。そういう挨拶を。民間委託をしているんで、変動があつて、困るんだと、だから、民間委託は困るというような趣旨で、最初の挨拶のときに、武蔵村山市長がされました。だけれど、実際は行政ごみとして、昭和電工に入札されているわけですから、そんな変動があつたわけでもないと思いますし。

【邑上会長】

言ったかどうかというのを確認してくれということでもいいですか。

【森口専任者】

言ったかどうかもそうですし、それは会議録に残っているので、会議録を見ていただければわかるので、どの根拠について、そういう発言になったのか。

【邑上会長】

言っていることは、もう記録されているから……。

【森口専任者】

はい。会議録に残っていますから、安心してください。

【邑上会長】

言ったことの根拠を示してくださいということですね。

【森口専任者】

はい。

【有山課長】

わかりました。それについては、8月20日ですか、25年ですか。

【森口専任者】

8月20日。

【有山課長】

そうですね。その会議録を確認させていただいて、それに基づいた回答ということできさせていただきたいと思います。

【森口専任者】

よろしくお願いします。

【邑上会長】

お願いします。

【木村課長】

それでは、最後に、森口さんのほうからご質問をいただいた施設見学の報告というか、ホームページのアップですけども、基本的にはご本人がよろしければということでお話はさせていただいておりますが、反対に、アップしますので、例えば、会議録もそうですけれども、ちょっとまだ確認していませんので、何とも言えません。あの、誹謗中傷などといったものがある場合は、個別にご相談させていただいて、その上でアップをしたいというふうに思っております。

【森口専任者】

誹謗中傷というのは？

【木村課長】

ごめんなさい。もし仮にあった場合はです。

【森口専任者】

私個人にということですか。

【木村課長】

そうですね。この協議会としての資料でアップしますので、その辺は確認をさせていただきたいと思います。

【邑上会長】

次回の日程の確認です。

以前、3月の資料で、年間の開催の日程案が配られていますけれども、今回は6月13日の土曜日になってます。場所は、また元の桜が丘市民センターということになりますので、午後7時からですね。よろしくお願いします。

3月14日にですね、何回も同じことを言いますが、年間の開催日程を書いておりますので、基本的にこの日程でいこうと思っています。よろしくお願いします。

今回は6月13日ということでお願いします。

はい。では、長い間、お疲れさまでした。